

## 〈NGO・外務省定期協議会 ODA 政策協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名**: 協議事項 日本の難民認定申請者の保護措置について

2. **議題の背景**:

1982 年(昭和 57 年)7 月の難民行政監察で、『難民の地位に関する条約により庇護の対象とされる難民が庇護を求めてきた時点から、第三国に出国するか又は我が国での難民認定を受けるまでの間、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し、必要な援護を行うための予算措置を講ずる等援護体制を整備する必要がある』旨勧告がなされ、外務省がこの保護措置を実施している。

2008 年(平成 20 年度)に、保護費の希求者が増加したことで予算不足となり、保護費の支給が一時的に停止されるという事態が発生するに至った<sup>1</sup>。そして 2009 年度(平成 21 年度)も、難民認定申請者の増加により、再び予算が不足することが予想されることから、優先度の高い順に支給をしていくことも場合によっては考えなければならぬとされていた<sup>2</sup>。その後、2010 年(平成 22 年)4 月 1 日に、事業委託先である財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ、外務省総合外交政策局人権人道課長より通知が出され、同年度以降、保護措置の対象の変更がなされた<sup>3</sup>。こうした事態を受け、NGO などの支援団体は、外務省へ新たな予算確保の申し入れをし、ホームレスになる方々へのシェルター支援のキャンペーンなどを実施してきた。

2016 年(平成 28 年)6 月、国内外で難民支援をしている団体で、日本政府に対して、「難民への拠出金を 30%増額」の申し入れを実施、さらに日本に逃れてきた難民を支援する団体のネットワーク組織であるなんみんフォーラムは、2017 年(平成 29 年)6 月に、岸田文雄外務大臣へ、保護費対象外になった複数回申請者が難民認定と人道配慮による在留特別許可を受けた者の約 3 割を占めることも踏まえ、「保護措置を受けられる対象者の制限を 2010 年(平成 22 年)3 月以前に戻す」申し入れを行っている。

現在、2017 年度の保護費実績は、難民認定申請者が増加しているにもかかわらず、2010 年度の約半分の 1 億 3 千万円になっている。しかし、依然として、NGO によるシェルター支援、保護費が受給できていない難民認定申請者への支援は継続している。

脚注 <sup>1</sup> 2008 年(平成 20 年)12 月 5 日付け共同通信記事より

<sup>2</sup> 2009 年(平成 21 年)6 月 1 日付け信濃毎日新聞記事より

<sup>3</sup> 人道的観点での例外的な判断が一部認められるが、原則として、「1 回目の難民認定申請を行なっている者、1 回目の難民認定申請に係る異議申立(以下「1 回目申請」と言う。)を行なっている者、又は 1 回目申請の不認定処分等について裁判所において取り消し訴訟を行なっている者(但し、難民認定申請中であることが前提)に対してのみ保護措置を実施されたい」と通知されている。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**:

日本の難民認定申請者の中には、保護措置を申請しても審査が通らなかったり、審査に時間がかかるなどの理由から、就労できる、あるいは保護費を受給できるまでに、ホームレスになってしまう者がいる。また、単身女性や小さな子どものいる家族であっても、速やかに緊急宿泊施設(緊急避難用の難民認定申請者シェルター)の支援を受けられない者もいる。そして、保護措置対象外であるにも関わらず、就労できない単身者や家族への支援は恒常的なものとなりうる。これらの難民認定申請者を、NGO などが支援するといった状況は継続しており、毎年、他財源を確保してなんとか活動している現状がある。日本国内の難民認定申請者のセーフティネットは非常に脆弱と言わざるをえず、難民認定申請者の

最低限度の生活を維持する保障ができていない。この状態を改善するためには、保護費の増額が急務である。

4. 議題の論点(定期協議会場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):

1) 2017年のODA実績総額のうち、日本の難民認定申請者保護措置に関わる事業費で、保護費、人件費、事務所経費、難民相談事業費、緊急宿泊施設費などのODA実績額の2017年度はいくらか。

2) 難民認定申請者数の急増に伴い、保護費を要請する難民認定申請者の急増があり、保護費の予算が不足したことが保護費の対象を変更した理由の一つではないのでしょうか。

3) 保護費の増額と保護措置対象者の変更の可能性について

- 氏名: 赤阪むつみ
- 役職: 渉外マネージャー
- 所属団体: 難民支援協会